

「多様性が尊重され誰もが活躍できる まちづくり」の取り組みについて

DEI

- ☞ 多様性 (ダイバーシティ Diversity)
- 公平性 (エクイティ Equity)
- 包括性 (インクルージョン Inclusion) と

Well-Being

- ☞ 幸福感 (ウェルビーイング) の取り組み

【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」の検討組織】

●宮津市総合計画等有識者会議に部会を新設

① 第7次宮津市総合計画＜R3～R12年度＞での位置づけ

② より訴求力の高い「条例」の制定に向けた議案提案

を進めていく上で、「宮津市総合計画等有識者会議」に部会を新設し、より専門的に議論・意見交換を委員5名により実施。

→ 宮津市総合計画等有識者会議設置要綱に基づく部会として設置

●部会の名称 多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会

●議論・意見交換のアウトプット

部会の議論の内容については、有識者会議に報告し、総合計画将来構想の一部見直し(「将来像実現に向けた視点」の見直し)につなげる。

併せて、市議会に提案する条例策定にあたっての参考としていく。

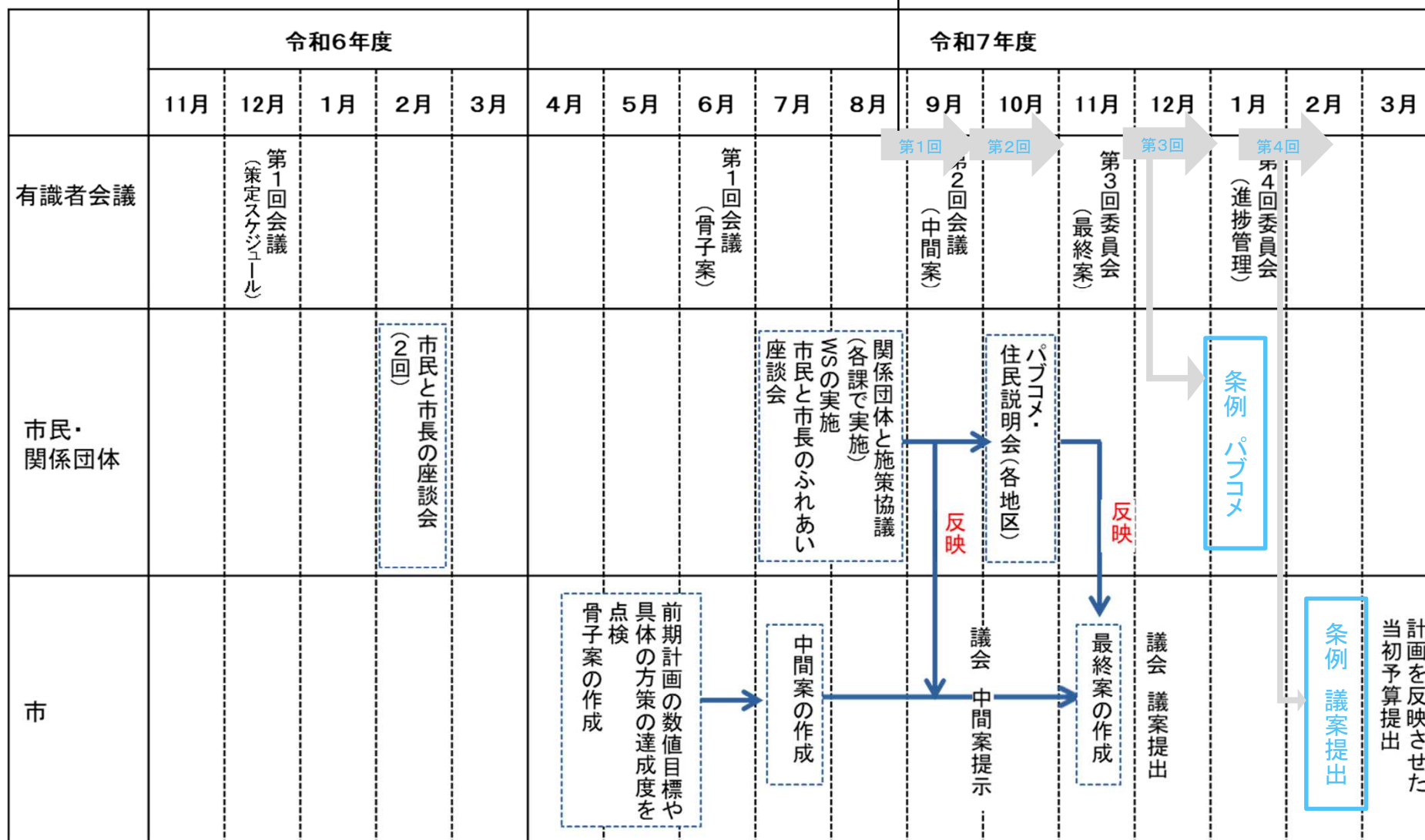
●部会の設置期間

総合計画将来構想一部見直し(案)・条例(案)の各議案を市議会に提案するまで

【今後のスケジュール】

[総合計画後期基本計画策定スケジュール]

部会(4回開催)



【多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり検討部会】

◆開催予定

	日 時	主な議題(予定)
第1回	R7年9月17日(水)	○本検討部会の設置、部会長の選任について ○「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」の取組について ・第7次宮津市総合計画での位置づけ ・「条例」の制定に向けた議案提案 ○今後のスケジュール
第2回	R7年10月 14日(火)～17日(金)の間	○第7次宮津市総合計画での位置づけ
第3回	R7年12月 15日(月)～23日(火)の間	○「条例」の制定に向けたパブリックコメントの実施
第4回	R8年1月 19日(月)～30日(金)の間	○「条例」(案)について ※パブリックコメントを踏まえて

【「D E I」の定義と現状】※一般論

- 「D E I」とは、多様性とアイデンティティ（個性）を尊重し、公平な活躍の機会を与えられている状態を意味する言葉です。
- 「Diversity（ダイバーシティ：多様性）」「Equity（エクイティ：公平性）」「Inclusion（インクルージョン：包括性）」を表し頭文字をとったものです。もともとは「D&I」の2要素で認知されていましたが、「Equity」が加わり現在の概念となりました。
- 社会を取り巻く環境が日々変化していく現在において、持続可能なまちづくりを行っていくためには、その変化に的確に対応した新たな視点が必要であり、多様な人材の能力や特性を活かすD E Iの考え方の導入が必要だと言われています。
- 近年、企業経営における人的資本活用の考え方としても注目されており、経営戦略の一環として推進する企業もみられます。ただ一方で、海外ではD E Iの縮小・撤退を進める動きも見られます。

【「 Well-Being 」の定義と現状】※一般論

- 「 Well-Being 」とは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。
- また、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念とされています。
- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える考え方が重視されてきています。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされています。

【本市にとって「DEI」・「Well-Being」が必要な理由】

＜次の3つのことが考えられます。＞

●持続可能で豊かなまちの実現

- 性別や年齢等にかかわらず宮津市に住む人、関わる人一人一人が、それぞれの希望に応じた役割や生きがいを持って活躍することが求められています。
- 市民や地域の各種団体、企業、関わりを持つ人など、様々な立場で関わる人が一緒に話し合い、知恵を絞り、ともに力を合わせる必要があります。

●性別・人種・LGBTQ+や障害者への配慮など格差や偏見の是正

- LGBTQ+に対する理解を深め、多様性を尊重する社会を目指すため、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。
- 市としても、差別や格差の是正の取組を実施していく必要があります。

●イノベーションや市場の多様化による発展の基盤が必要

- 異なる視点や価値観を活かし、新たなアイデアを生むことでイノベーションを促進することが求められます。
- 多様化に対応するためには、多様な人材を受け入れる機運の醸成が必要です。

【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」推進のための位置づけ】

① 第7次宮津市総合計画<R3～R12年度>での位置づけ

→ 「DEI」・「Well-Being」を将来像実現に向けた視点に位置付け、今後5年間の具体の方策を実施していきます。

※将来構想の一部見直し → 令和7年12月の見直しを目指します。

② より訴求力の高い「条例」の制定に向けた議案提案

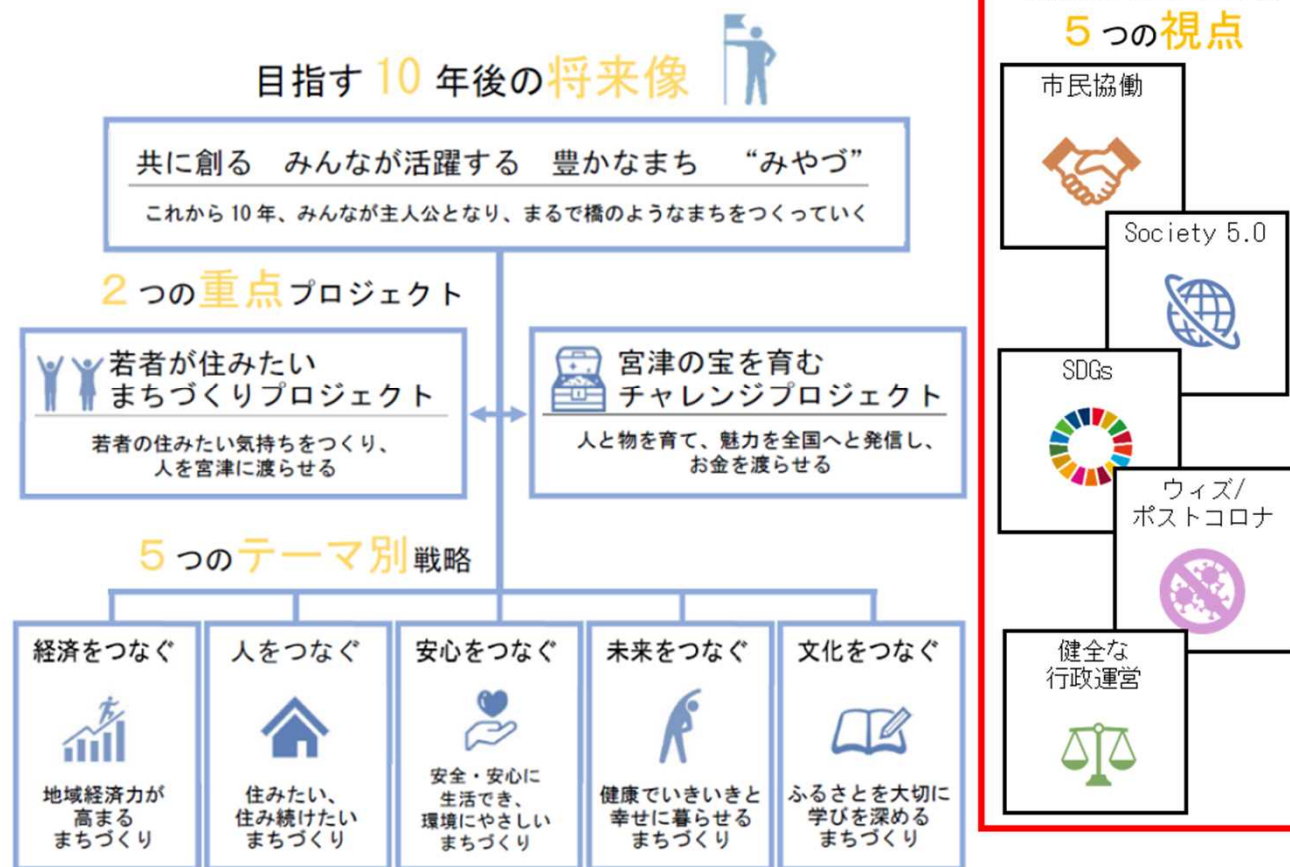
→ 第7次宮津市総合計画での位置づけに加え、市内外に対して、より訴求力の高い「条例」(事業を推進する上での理念となる条例)を制定し、考え方を行き渡らせます。

※令和8年3月議会での議案提案を目指します。

【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」推進のための位置づけ①-1】

○第7次宮津市総合計画<R3～R12年度> 将来構想

第7次宮津市総合計画の全体像



【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」推進のための位置づけ①-2】

○第7次宮津市総合計画<R3～R12年度> 将来構想の一部見直し

将来像実現に向けた○つの「視点」

市民協働

様々な分野で市民、各種団体、企業等と行政が協働のプラットフォームを設置し、それぞれが力を合わせ主体的に課題の解決やまちづくりに取り組んでいきます。

Society5.0

地域課題・社会課題の解決に向けてICT等の新たな技術の活用に積極的に取り組んでいきます。

SDGs (持続可能な開発目標)

国の示すSDGsの方向性に沿って、各種施策を総合的に講じていくとともに、官民連携した啓発活動の推進等により市民や事業者へのSDGsの浸透を図ります。

ウィズ/ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症拡大後(ポストコロナ)の社会の変化を危機(ピンチ)ではなくチャンスと捉え、経済や関係人口、移住・定住の促進等様々な分野において積極的に対応していきます。

健全な行政運営

中長期的に安定した行財政運営に向け、行財政運営指針や公共施設再編方針等に基づき、経営視点に立った効率的・有効的な行政運営を進めます。



市民協働

様々な分野で市民、各種団体、企業等と行政が協働のプラットフォームを設置し、それぞれが力を合わせ主体的に課題の解決やまちづくりに取り組んでいきます。

DX推進 or デジタル活用

地域課題・社会課題の解決に向けて、デジタルを活用して直接的、間接的に市民サービスや利便性の向上に取り組んでいきます。

SDGs (持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、社会、経済、環境の3側面から、SDGsの17のゴールの達成を目指します。

DEI

(Diversity(多様性), Equity(公平性) & Inclusion(包括性))

一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、それぞれに合った機会を提供されることで、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくりに取り組んでいきます。

Well-Being

宮津に住む人、関わる人、一人ひとりが、様々な人や社会との“つながり”の中で、日々、“自分らしく”生きていることに満足でき、心豊かに、幸せをずっと実感できるまちづくりに取り組んでいきます。

健全な行政運営

中長期的に安定した行財政運営に向け、行財政運営指針や公共施設再編方針等に基づき、経営視点に立った効率的・有効的な行政運営を進めます。

追加

※ローマ字・カタカナ表記がわかりにくく、工夫が必要
(有識者会議のご意見)

【第7次宮津市総合計画における「視点」】

「DEI・ Well-being」の見出し

➡ 総合計画将来像実現に向けた視点

「多様性」

※「総合計画将来構想」に記載します。

宮津市における定義(案)

宮津市にかかわるあらゆる人々が、人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等の様々なちがいを認め合い、いかなる差別を受けることなく、人権の尊重による多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮できる社会づくりを進めます。

また、市民や事業者、行政が連携しながら、社会的障壁を取り除き、誰もが参加し、その人らしく活躍できる環境づくりを行うとともに、家族や地域のつながりを深め、多様な人々の交流を生み、住む人も来る人も互いに支え合いながら、心豊かに、また、健やかに過ごせる多様性を活かした地域づくりを進めます。

【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」推進のための位置づけ②-1】

○条例（事業を推進する上での理念となる条例）の議案提案

●条例の表題

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(仮称)

●条例の目的（素案）

一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくりについて、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

●条例(本則)の構成（素案）

前文/目的/基本理念/市の責務/市と関係団体との連携/市民等の役割/
市民等の理解を深めるための措置/財政上の措置/委任/

【「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」推進のための位置づけ②-2】

(前文(案))

私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されています。

全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人一人が様々な違いがある個人としての基本的人権が尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要があります。

現在、人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となります。

私たちは、この機を捉え、多様性が尊重され、誰もが活躍することができるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。